第１章

計画の策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

第1節　計画の概要

１　計画策定の背景・趣旨

現行の「第３期能美市障害者計画」の計画期間が 2023 年度末をもって終了したことから、これまでの計画の経緯や取組及び国等の動向を踏まえつつ、地域共生社会の実現をはじめとする本市の障害福祉施策全般の方向性とその取組について記載した「第４期能美市障害者計画」を策定し、障害福祉の更なる充実を目指します。

2017 年６月に策定した「第３期能美市障害者計画」では、「障がいのある人もない人もともに支え合いながら地域で生活できる共生社会の実現」を基本目標に掲げ、障害者施策の計画的な推進に努めてきました。2017 年８月からは「手話言語・障がい者等コミュニケーション促進検討委員会」を立上げ、共生社会の実現に向け協議してきました。翌 2018 年には手話言語条例を制定し、議会における手話通訳、手話出前講座にも取り組んでいます。また、近年障がいのある人が抱える複雑化・多様化した課題に対し、より身近な地域で様々な相談ができる体制を構築し、徐々に相談件数が延びてきている状況であります。

国は、2018 年に「障害者の権利に関する条約」を批准した後に初めて策定される障害者基本計画として条約との整合性確保に留意した「障害者基本計画（第４次）」を策定、2021 年に障害者差別解消法を改正しました。2022 年には障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者情報アクセシビリティ[1※]・コミュニケーション施策推進法を施行し、それを踏まえ 2023 年度から５か年を計画期間とする「障害者基本計画（第５次）」を新たに策定しました。

「障害者基本計画（第５次）」では、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催や障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）の改正、2022 年に行われた国際連合の障がい者の権利に関する委員会による審査等を踏まえて策定されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、コミュニケーション方法の制約が生じ情報取得等に困難が生じる等、あらゆる場面におけるアクセシビリティの向上と障がいのある人が安全・安心に暮らせる生活環境の充実が必要となっています。

さらに、持続可能で多様性、公正性、包摂性を軸とした、誰もが安心して暮らせる社会を構築するためには、ＳＤＧｓの「誰ひとり取り残さない」という基本理念のもと、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現が求められています。

1※　アクセシビリティ：高齢の人や障がいのある人等誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できることを意味する。

２ 福祉制度等の動向

2018 年に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られるほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が実施されました。

また、2019 年には障害者雇用促進法の一部が改正され、障害者の雇用を一層促進するため、障がいのある人の活躍の場の拡大や雇用状況についての的確な把握等について定められ、2020 年度の改正では、障害者活躍推進計画策定が義務化されました。

視覚に障がいのある人や聴覚に障がいのある人に関しては、2019 年に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定により読書環境の整備が推進され、2020 年には聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が制定され電話リレーサービスが制度化される等、障がいの特性に応じた対応が求められるようになっています。

2020 年には、社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現を目標に、重層的支援体制整備事業の創設が規定されています。

2021 年には、障害者差別解消法の改正、医療的ケア児支援法の施行、2022 年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、精神保健福祉法の改正等新たな障害者支援施策について法律の施行や改正が進められています。

３ 本市の障害者施策

2017 年度より、福祉施策に障がいのある人の意見を反映すべく、手話言語・障害者等コミュニケーション促進検討委員会を立ち上げました。参加者の声を聞く機会となり、情報提供方法の改善やバリアフリー改修に向けた当事者の参画等の取り組みにより反映させてきました。

その一方で、複雑化・多様化する課題に対応するため、地域での障害や高齢に関する様々な相談に対応できる「あんしん相談センター」を設置し、相談件数は年々増加傾向にあり充実してきています。また、相談支援事業所の増加やサービスの充実により、相談からサービス利用まで一元的に対応できるようになってきました。

さらに、障がいのある人も利用しやすい居場所の提供にも取り組んできました。「インクルーシブ・プレイグラウンドのみ」や地域共生交流館の開設、ボランティアによる障がいのある子どもの親の居場所提供等、さまざまな形で実現化しています。障害理解の啓発も積極的に推進し、手話に関する出前講座や各種イベントを開催しています。

本計画は、前計画を踏襲し、地域における障害者ニーズの把握や各種施策の方向性を見直します。また、障害福祉計画、障害児福祉計画との整合性を図りつつ、今後の障害者施策を効果的に進められるよう、「第４期能美市障害者計画」を策定しました。

第2節　計画の位置づけと計画期間

1　計画の位置づけ

（1）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の法的位置づけ

計画の役割や法的根拠（法律上の位置づけ）は以下のとおりです。

①障害者計画

中長期的視点に立った障害福祉の施策に係る総合的な計画で、障害者基本法第 11 条第３項に基づく障害者基本計画にあたるものです。

②障害福祉計画

障がいのある人等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、障害者総合支援法第 88 条第１項に基づく障害福祉計画にあたるものです。

③障害児福祉計画

障がい児等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、児童福祉法第 33 条の 20 第１項に基づく障害児福祉計画にあたるものです。

■　根拠法令・計画の内容

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法　第11条第３項 （平成23年８月５日一部改正）	障害者総合支援法　第88条第１項 （平成25年４月１日施行）	児童福祉法　第33条の20第１項 （平成30年４月１日施行）
内容	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の量と提供体制を確保するための計画

(2)上位計画・関連計画との関係

本計画は、上位計画である「第２次能美市総合計画」を踏まえつつ、「第四次能美市地域福祉計画」と共通の理念をもつ対象者別の計画として策定するものであり、障がいのある人にかかわる保健、医療、福祉、教育等の施策の基本方向を分野ごとに明らかにするための計画として位置づけられます。

そのため、高齢者の福祉計画である「いきいきプラチナプラン」や児童の福祉計画である「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と相互に連携したものであるとともに、国の「障害者基本計画（第５次)」や、県の「いしかわ障害者プラン２０２４」等の関連計画と整合性を図るものとします。

■　上位計画・関連計画との関係

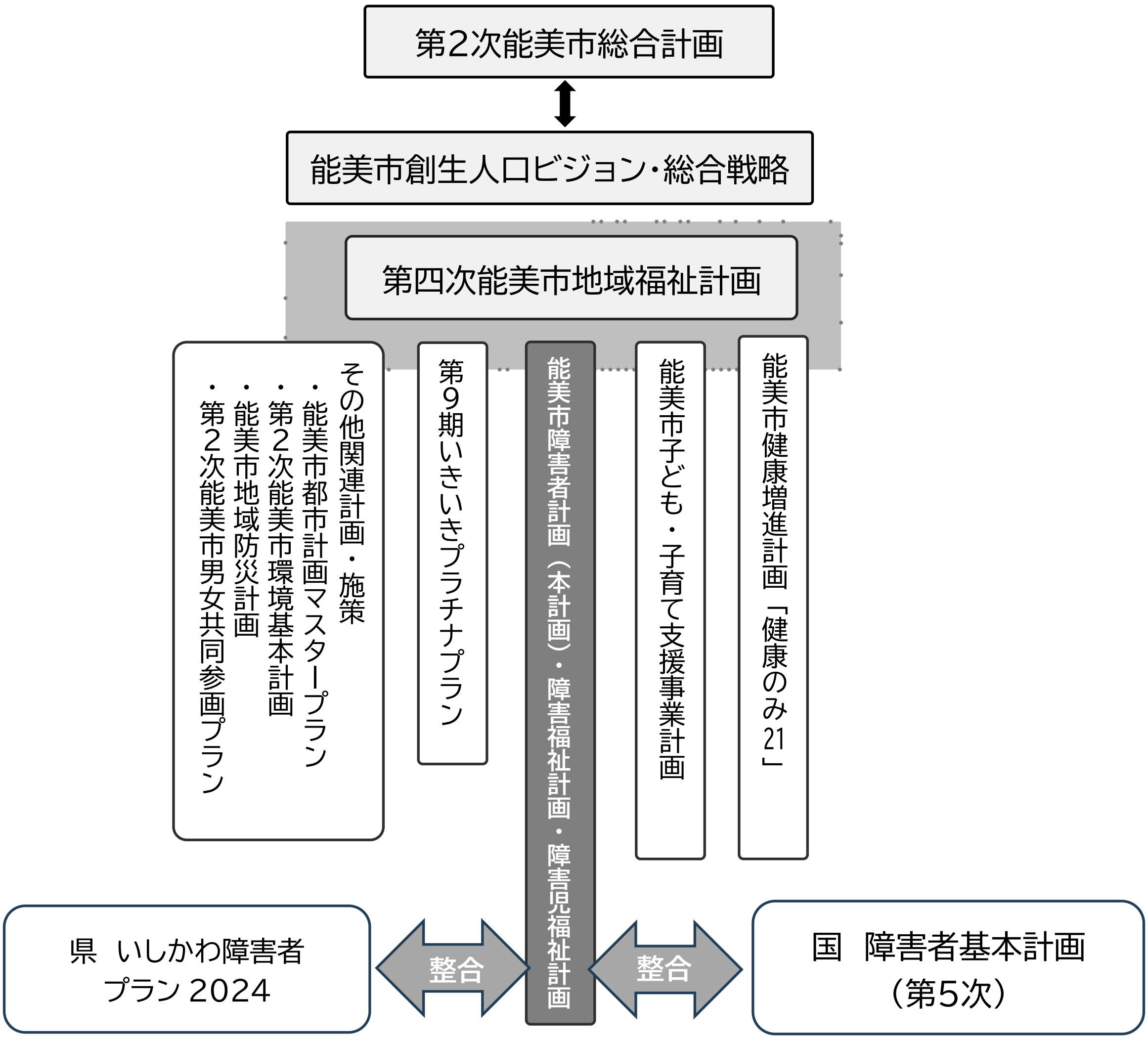

(3)地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」は、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方であります。このため、施設や病院からの地域移行やその人らしい居宅生活に向けた支援の充実、福祉や雇用が連携した支援、障がい者雇用の質の向上等を推進していく必要があります。

なかでも精神障がい者には長期入院者が多く、また、退院が決まっても地域で生活する居住環境・居場所の不十分さや地域の理解の乏しさ等から地域での生活に結びつかないことが多々あります。

地域の中で障がいのある人を含む様々な困難を抱える人が、住み慣れた家庭や地域で暮らし続けていくために、誰一人取り残さない重層的かつ一体的に支援する体制の推進を図っています。

また、一人ひとりの障がいの状況に合わせた住まい、医療、生活、就労、居場所、社会参加等の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の仕組みづくりを進めます。

2　計画の対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等により日常生活や社会生活に制限を受ける状態にある人を対象とします。また、支援者や家族、地域等を含め、広く市民がお互いに関わり合いながら計画の実現を目指します。

【障がい者(児)の定義について】

障害者基本法では、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

本計画では福祉計画を定める根拠法に基づき、障がい者、障がい児は、それぞれ障害者総合支援法で規定する障がい者、児童福祉法で規定する障がい児をいいます。

３ 計画期間

計画の期間は、2024 年度から 2028 年度までの５年間とします。

なお、国の制度改定等により障がい福祉を取り巻く状況に変化がある場合には、必要に応じて見直しを検討することとします。また、「第７期能美市障害福祉計画」「第３期能美市障害児福祉計画」との整合性を図ります。

■ 計画期間

年 度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
障害者計画	第４期能美市障害者計画					第５期計画
障害福祉計画 障害児福祉計画	第７期能美市障害福祉計画 第３期能美市障害児福祉計画			第８期能美市障害福祉計画 第４期能美市障害児福祉計画		

４ SDGsとの関連について

2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable DevelopmentGoals：ＳＤＧｓ)」が掲げられ、17 の目標が設定されています。

本計画においてＳＤＧｓの理念に沿って、施策の展開を図ります。

■ ＳＤＧｓ17の国際目標

５　計画の策定体制

　事務局の福祉課、いきいき共生課において本計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、能美市地域自立支援協議会による評価・点検を行います。「ＰＤＣＡサイクル」に基づく計画の進捗管理を行うため、能美市地域自立支援協議会等から随時意見を聴取しながら、各施策の実施状況等を点検します。